

# 公益社団法人 大阪府理学療法士会 業務分掌規程

第1条 公益社団法人大阪府理学療法士会（以下、府士会とする）に置かれる各局、各部、各委員会の分掌については、この規程に定めるところによる。

第2条 事務局長は事務局に属する次の部を統括し、担当理事はそれぞれの部を掌握、分掌する。

## 1. 総務部

- 1) 会員管理に関する事。
- 2) 会員名簿の作成、発行に関する事。
- 3) 顧問、相談役、名誉会員、賛助会員に関する事。
- 4) 定款、定款細則、諸規程の運用に関する事。
- 5) 総会、理事会など諸会議の準備、運営に関する事。
- 6) 公文書、報告書などの発行、受領及び保管に関する事。
- 7) 議案書、議事録及び会議資料の作成、発送、保管に関する事。
- 8) 府士会刊行物、事業年報、各種資料の発送と保管に関する事。
- 9) 儀礼、慶弔に関する事。
- 10) 事務所、事務職員の管理に関する事。
- 11) 役員行動に伴う業務の管理に関する事。
- 12) 各種表彰に関する事。
- 13) その他

## 2. 財務部

- 1) 予算、決算に関する事。
- 2) 会費徴収及び事業収入に関する事。
- 3) 事業支出、管理支出などに関する事。
- 4) 流動資産の管理に関する事。
- 5) 固定資産の維持管理に関する事。
- 6) 財政基盤の拡充に関する事。
- 7) 支給規則の遵守に関する事。
- 8) その他

## 3. 組織部

- 1) 府士会組織の強化、拡充に関する事。
- 2) ブロック活動の推進に関する事。

- 3) 地域における医療・保健・福祉のネットワークの組織化に関すること。
- 4) 理学療法士の社会的地位向上に関すること。
- 5) 理学療法士関連法規に関すること。
- 6) 関連諸団体・職種との連携、協力に関すること。
- 7) その他

#### 4. ニュース編集部

- 1) 府士会ニュースの編集及び発行に関すること。
- 2) 府士会ニュースの作成に必要な内外の情報収集に関すること。
- 3) その他

第3条 社会局長は社会局に属する次の部を統括し、担当理事はそれぞれの部を掌握、分掌する。

#### 1. 広報部

- 1) 行政機関や関係諸団体への広報活動に関すること。
- 2) 府民への広報活動に関すること。
- 3) 教育機関への広報活動に関すること。
- 4) 会員への広報活動に関すること。
- 5) その他

#### 2. 会誌編集部

- 1) 府士会誌の企画、編集及び発行に関すること。
- 2) 府士会誌の編集に必要な情報収集に関すること。
- 3) その他

#### 3. 調査資料部

- 1) 各部、各委員会の行う調査事業の調整、実施及び保管に関すること。
- 2) 各部、各委員会の行う事業、研修会、講習会その他の事業の資料の収集、保管及び貸し出しに関すること。
- 3) その他

#### 4. 福利厚生部

- 1) 会員相互の福利、厚生、親睦に関すること。
- 2) 他士会との交流、親睦に関すること。
- 3) 関連諸団体との交流、親睦に関すること。
- 4) その他

## 5. 医療・介護保険部

- 1) 医療・介護保険制度の情報収集及び提供に関すること。
- 2) 診療・介護報酬、施設基準などの指導及び相談に関すること。
- 3) 診療・介護報酬、施設基準などのマニュアル発行に関すること。
- 4) 医療・介護保険制度の研修会の企画、運営に関すること。
- 5) その他

第4条 保健福祉局長は保健福祉局に属する次の部を統括し、担当理事はそれぞれの部を掌握、分掌する。

### 1. 保健福祉相談部

- 1) 保健・福祉についての府民との相談業務に関すること。
- 2) 行政機関及び各種団体からの依頼業務への対応に関すること。
- 3) 府民への保健・福祉サービスの推進に関すること。
- 4) 府民を対象とした相談会、研修会の開催に関すること。
- 5) 保健・福祉活動の連携と啓発に関すること。
- 6) その他

### 2. 高齢者保健福祉部

- 1) 府民へ的高齢者福祉サービスの推進に関すること。
- 2) 高齢者の健康増進に関すること。
- 3) 高齢者の保健・福祉活動の連携と啓発に関すること。
- 4) 高齢者の保健・福祉活動の動向把握に関すること。
- 5) 高齢者の保健・福祉の発展に関すること。
- 6) その他

### 3. 障害者保健福祉部

- 1) 府民への障害者福祉サービスの推進に関すること。
- 2) 障害者の健康増進に関すること。
- 3) 障害者の保健・福祉活動の連携と啓発に関すること。
- 4) 障害者の保健・福祉活動の把握に関すること。
- 5) 障害者の保健・福祉の発展に関すること。
- 6) その他

### 4. 障害児保健福祉部

- 1) 府民への障害児福祉サービスの推進に関すること。
- 2) 障害児の健康増進に関すること。

- 3) 障害児の保健・福祉活動の連携と啓発に関すること。
- 4) 障害児の保健・福祉活動の把握に関すること。
- 5) 障害児の保健・福祉の発展に関すること。
- 6) その他

第5条 学術局長は学術局に属する次の部を統括し、担当理事はそれぞれの部を掌握、分掌する。

1. 生涯学習部

- 1) 研修会、講習会の企画、運営に関すること。
- 2) 生涯学習履修に関すること。
- 3) 研修会、講習会、学会などの参加状況の登録、管理に関すること。
- 4) その他

2. 新人教育部

- 1) 新人教育プログラムの研修会の企画、運営に関すること。
- 2) 新人教育プログラムの修了認定書の申請に関すること。
- 3) その他

3. 臨床実習部

- 1) 臨床実習施設の基準に関すること。
- 2) 臨床実習指導者研修会の企画、運営に関すること。
- 3) その他

4. 学会部

- 1) 学会の備品、資料の保管、管理に関すること。
- 2) 学会の運営の手引書の作成、保管に関すること。
- 3) 学会の記録の作成、保管に関すること。
- 4) 学会の企画、運営への協力に関すること。
- 5) その他

第6条 ブロック局長はブロック推進部を統括し、担当理事は部を把握、分掌する。

1. ブロック推進部

- 1) ブロック活動の推進に関すること。
- 2) 各ブロックの活動の支援、援助に関すること。
- 3) その他

第7条 委員会は以下の業務を分掌する。

1. 選挙管理委員会

- 1) 「選挙規程」に定めること。
- 2) その他

2. 表彰候補者推薦委員会

- 1) 「表彰推薦規程」に定めること。
- 2) その他

この規程は、平成17年6月12日より施行する。

この規程は、平成23年12月13日一部改正により施行する。

この規程は、平成24年3月13日一部改正により施行する。

この規程は、平成25年4月1日一部改正により施行する。